

令和2年川南町教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年8月24日（月）午前9時30分～午前10時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、内野宮 恵教育長職務代理者、富山 美津子委員
小嶋 久美子委員、黒木 実委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 関係職員 肝付正籍教育対策監、河野英樹課長補佐
押川明雄課長補佐兼生涯学習係長、林義光学校教育係長
三原康宏文化スポーツ係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和2年川南町教育委員会第8回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配布のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申し合わせにより内野宮恵委員を指名します。

○内野宮委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容にご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まずは、私から行います。前回に引き続き今回の報告も新型コロナウイルス対策等により延期や中止がありました。8月4日ですが、行政経営会議がありました。同じく、学校備品監査が唐瀬原中で行われました。同じ日に予定しておりました町教育研究所の行事は延期となりました。5日は、学校備品監査が引続き行われ、東小、山本小、川南小が監査を受けました。監査を実施した監査委員からは、「備品の管理が適正になされている」旨の評価を頂きました。6日は臨時議会が行われました。教育課会議も行っております。7日は中部教育事務所ヒアリングが行われました。同じ日に9月補正予算に関する町長、副町長査定も行われました。18日に初期研修を予定しておりましたが、延期としております。21日のニューフロンティア研究会総会・講演会につきましては、中止です。本日であります24日定例教育委員会です。今週の26日～28日が夏季休業授業登校日を予定どおり実施します。27日が

町小・中学校長会を計画しており、2学期に向けた協議等を行う予定です。次に、9月の予定会合等を申し上げます。9月1日に行政経営会議が行われます。4日金曜日が、町議会9月定例会の開会日であります。7日が自治公民館長会です。8日が議会の一般質問です。9名の議員が質問されます。13日の日曜日が町中学校体育大会です。18日に校長中間ミーティングを実施いたします。23日は今のところの予定としてですが、議会閉会日です。年間計画では、24日が次の定例教育委員会となっておりますが、日程の変更をお願いできればと考えております。後程協議をお願いいたします。29日に人事異動方針説明会が行われます。以上です。次に、教育課長補佐お願いします。

○課長補佐

本日、岩切課長が別の業務で本会を欠席しておりますので、代わりに教育課長の報告事項を申し上げます。令和2年9月議会の教育委員会関係の議案についてですが、令和2年度一般会計補正予算第6号の主なものは、通山小学校体育館階段手摺修繕工事160万円、山本小学校校舎屋根防水工事879万2千円です。教育委員の任命については、令和2年9月30日で内野宮委員の任期が参りますので、議案として上程予定です。教育委員会に関する一般質問は、合計4名の方々が登壇予定です。中津議員から川南湿原の環境保全について、米田議員から学校給食無料化について、河野禎明議員から新中学校設置と通学路の安全確保について、内藤議員から中学校の統廃合についての質問が出されております。なお、運動会及び体育大会の出席予定については、ご覧のとおりです。以上です。

○教育長

次に、教育対策監お願いします。

○教育対策監

失礼いたします。まず、児童生徒の状況についてです。児童生徒数は8月1日現在、1333名です。お陰様で、夏季休業中において児童生徒の生命に係る大きな事故や問題等についての報告はございません。フロンティアルームについては、現在閉鎖中ですが、2学期に向け各学校における対応を改めてお願いしたいと考えております。次に教職員の状況についてです。4月以降、交通事故・違反等の報告はございません。行事関係についてです。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ということで、8月4日の町教育研究所の延期を視野に入れた中止とし、8月18日の初期研修（町内視察研修）についても延期、8月21日の町教育講演会については中止といたしました。様々な行事が中止や延期となり寂しく感じております。今後の行事では、9月1日に第2学期の始業式、9月13日の日曜日に中学校の体育大会、10月4日の日曜日に小学校の運動会、10月10日、11日に中学校の文化祭が予定されております。また、11月2日に町教育研究所研修会を開催しますが、ICT活用に係る研究授業を実施する予定としており、鹿児島大学の山本准教授に講師を依頼しています。今回の町教育講演会が中止となったため、何らかの形で各学校の先生方の研修機会にできないか検討していきたいと考えています。その他、2学期の生徒指導の充実について、既に文書を配付しお願いしておりますが、8月27日の校長会において改めてお願いすることとしております。ふるさと川南の教育に関する調査については、昨年度と同様の内容で実施することとし、既に各学校へ依頼済みであります。なお、本内容での調査は本年度が最後となり、次年度

からは次期振興基本計画を踏まえた内容で実施することになります。校長先生方との中間ミーティングについては、9月18日に実施を予定しております。最後に、川南町教育振興基本計画の策定に係る基本的な考え方について説明させていただきますので、別紙をご覧ください。当該基本計画の策定にあたっては、宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）を基盤としつつ、現行川南町教育振興基本計画からの継続性等も踏まえながら策定を行っていきたいと考えています。次に内容等についてです。まず、川南町教育基本方針（スローガン）については、現行方針を継続し、「ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり」としたいと考えています。また、計画の期間については、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行っていくという方向ではどうか、と考えています。目指す町民像についてですが、今回、県の教育振興基本計画では「目指す県民像」という項目が削除されていますが、本町としては残した方が良いのではと思っており、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）」に示された「宮崎県教育基本方針」の一部改正を踏まえ、3つ目の項目について、「グローバルな」という表現から「新たな時代を切り拓いていく気概と広い」という表現へと変更したいと考えています。施策の目標及び体系については、目標については、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）」に準じて設定することとし、現行の5つの施策の目標を4つの基本目標に再編したいと考えています。また、施策については、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）」に準じて、内容の関連性を踏まえ現行の19の施策を15の施策に再編したいと思います。なお、目標と施策の体系については、お手元の資料の「案2」、現行の形を踏襲し、目標と各施策の対応関係を定め、目標ごとに各施策を区分けしてはどうかと考えています。以上が、新たな川南町教育振興基本計画の策定に係る基本的な考え方となりますが、何かありましたらご意見をいただければと思います。長くなりましたが、私からは以上です。

○教育長

これから報告事項に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

肝付対策監が説明されました川南町教育振興基本計画の改定作業ですが、町が策定する長期総合計画との調整、すり合わせ的なことは行われるのでしょうか。

○教育長

川南町として策定します長期総合計画と、当川南町教育振興基本計画の見直し時期、改定時期が重なっております。つまり2つの大きな計画の改定作業が同時進行で行われているという状況です。ご存じのとおり、この2つの計画策定の趣旨としましては、別なものではありますが、無関係ではないと考えております。よって、可能な限り互いの進捗状況や最新の情報等を共有しながら、しっかりとした計画策定を進めてまいります。

○教育対策監

先ほどの説明でも一部申し上げましたが、川南町教育振興基本計画改訂版の策定にあたりましては、国の教育振興基本計画と宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）を基盤としつつ、現行川南町教育振興基本計画からの継続性等を踏まえ改訂版の策定を行っていきたいと考えています。しかしながら、教育長も説明されましたように、同時に作業が進む町の長期総合計画の内容も可能な限り参考にしながら町政と教育行政が良い

方向へ進んで行けるような計画づくりにしたいと考えます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑がなければ報告事項を終わります。

日程第4、報告第16号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」、を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第16号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しましたので、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第16号、行政財産の目的外の使用については、川南町財務規則第158条第1項第3号の規定により、川南小学校敷地の一部を現場事務所及び資材置き場等の設置場所としての使用を許可したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○小嶋委員

すみません、より具体的な説明をお願いしたいです。川南小学校敷地の一部の使用を事業者に許可したとの説明ですが、どんな工事内容の事務所ですか。また使用の許可を報告する根拠等を教えてください。

○課長補佐

申し訳ありません、これまでを振り返ってもこのような報告案件は、かなり少ないケースですので分かりにくい内容だと考えます。すみません。説明を加えますと、先ほどの提案理由で、川南町財務規則第158条第1項第3項の規定、と申し上げました。この規定は、「行政財産の目的外の使用」についての定めであります。具体的には、「行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる、とあります。今回、町の水道事業の改修工事を受注した事業者が、当該改修工事を実施するにあたり、川南小学校の敷地の一部を工事現場事務所として3か月ほど使用したい旨の申請書が提出されました。それに伴い、使用の許可が可能か否かの確認を行い、法令に基づき使用を許可した次第です。また、小学校敷地の使用の許可は、教育委員会となっておりますので、先行した処分、つまり使用の許可の報告を今回させていただきます。重ねて申し上げますと今回の報告の根拠は、川南町教育委員会事務委任規則第3条です。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第16号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第16号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。

日程第5、報告第17号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第17号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しましたので、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第17号、川南町教育委員会職員の病気休暇については、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により、病気休暇を承認したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第17号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第17号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。

日程第6、報告第18号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」、日程第7報告第19号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を一括議題とします。本2件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第18号、報告第19号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました県費市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第18号、専決第19号、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申については、川南小学校の講師を会計年度任用職員として雇用しておりましたが、臨時的任用職員として雇用するものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第18号並びに報告第19号について、採決します。

お諮りします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第18号及び第19号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。

日程第8、報告第20号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第20号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました県費市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第20号、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申については、唐瀬原中学校の講師として、県教育委員会に対し、県費負担市町村職員に内申するものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第20号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第20号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。

日程第9、議案第26号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第26号、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、提案理由を申し上げます。この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第26条第1項の規定により、別紙の令和元年度川南町教育委員会の自己点検・評価シート及び川南町教育委員会評価委員意見書を議会に提出し、公表するものです。去る7月31日の金曜日、午前10時00分から、この場所におきまして、川南町教育委員会評価委員の永友靖委員・黒木秀一委員のお二人をお招きし、令和元年度川南町教育委員会の自己点検・評価シートの説明を、各事務を担う課長補佐及び各係長より行いました。大分類ごとに、約1時間程度の説明をさせていただきました。お二方からは、合議体である教育委員会が担っている事務の確認をはじめ、その教育委員会が教育長に対して委任する事務の中身についての質問等を通じながら、各課題における対応策やその結果に加え効果など多岐に亘る説明を求められました。回答する私たちも、できる限りではありましたが、分かり易さを心掛け説明をさせていただきました。特に、3月から対応している新型コロナウイルス感染症防止対策については、時の流れの中で適宜対応してきた教育委員会等の対応や判断にご理解をいただきました。加えて、今後の対策等についても言及されました。両委員からは、引続き感染防止と教育活動の両立を目指し、感染が終わるといった感覚ではなく、共存することを前提とした取組を講じてほしい、と強く求められました。結論であります評価といたしましては、今年度も全体的に高い評価を頂いております。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第26号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、「ご異議ありませんか。」

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第26号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」については、原案のとおり、可決されました。

日程第10、議案第27号「川南町立図書館寄贈資料受入基準を定める」について、を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第27号、川南町立図書館寄贈資料受入基準を定めるについて、提案理由を申し上げます。この議案は、川南町立図書館管理運営規則第35条に定める寄贈資料受入に関し必要な事項を定めるものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第27号「川南町立図書館寄贈資料受入基準を定める」については、原案のとおり、可決されました。

日程第11、議案第28号「川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正」について、を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第28号、川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について、提案理由を申し上げます。この議案は、現在、児童クラブの負担金を月額で設定しているものを、新型コロナウイルス感染症対策による自粛要請に応じていただいた保護者に対して、月額を上限として自粛した1日につき300円を返還できるように要綱の一部改正をするものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第28号「川南町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正」については、原案のとおり、可決されました。

日程第12、その他に入ります。事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

2つございます。一つ目が、11月19日に予定されていましたが令和2年度市町村教育委員と県教育委員との意見交換会は、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の

ため中止となりました。二つ目です。次回の定例会なのですが、年間計画では9月24日となっておりますが、25日に変更していただきたく存じます。委員の皆様、予定の変更は可能でしょうか。

〔「大丈夫」と言う声あり〕

○教育長

では、次回定例会の日程についてお諮りします。

今回は、9月25日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしということで、次回定例会の日程につきましては、9月25日に決定しました。

これで、令和2年、第8回川南町教育委員会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和2年9月25日

川南町教育委員会 教育長

坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員

内野宮恵